

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、平成30年6月13日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族A（以下「被災者」という。）は、昭和35年4月から平成27年12月までの間、複数の事業場で、硝子工、自動車修理工又は左官工として業務に従事していた。
- 2 被災者は、動く息切れするようになり、その後、症状が強くなったため、平成28年5月25日、B医療機関に受診し、「原発性肺腺がん」と診断され、療養していたところ、平成〇年〇月〇日、入院先の同医療機関で死亡した。死亡診断書には、直接死因は原発性肺がん、直接死因には影響しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等には間質性肺炎急性増悪、死因の種類は病死及び自然死と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者に発症した原発性肺腺がんは業務上の事由によるものであるとして、平成28年5月24日から平成29年6月12日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月25日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発症した原発性肺腺がんが業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

石綿による疾病の労災認定に関しては、厚生労働省労働基準局長が、決定書理由に記載の「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を定めており、その取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づき判断する。

(1) 被災者に発症した疾病については、C医師、D医師、石綿確定診断委員会（以下「委員会」という。）とともに原発性肺がん（以下「本件疾病」という。）と診断していることから、被災者に発症した疾病は、本件疾病であると認められる。

なお、本件についてはじん肺法に規定するじん肺管理区分の決定はされていないところ、管理区分が管理2以上で本件疾病を発症した者については業務上の疾病として取り扱うこととされているところである。

(2) 被災者が業務に従事した期間は上記第2の1のとおりであるが、硝子工としての作業は、決定書理由に説示するとおり、石綿ばく露作業であるとは認められない。

被災者は、自動車修理工又は左官工として決定書理由に説示する事業場で石綿ばく露作業に従事したものと認められるが、決定書理由のとおり、昭和48年7月から平成3年9月までの間は、Eを自営し、労災保険には特別加入していないことが認められることから、労働者としての石綿ばく露期間とはいえず、被災者の石綿ばく露労働者としての従事期間は、決定書理由に説示するとおり約26年3か月と認められる。

また、被災者が従事した石綿ばく露作業は、認定基準に定める石綿製品の製

造工程における作業及び石綿の吹付け作業であるとは認められない。

(3) 次に、石綿肺、胸膜プラーク及びびまん性胸膜肥厚の併発について、認定基準に基づき以下検討する。

ア 石綿肺の所見について

C医師は、平成29年8月4日付け診断(意見)書において、石綿肺について有りとし見している。一方、D医師は、平成29年9月7日付け意見書において、「X P及びC T画像上、第1型以上の石綿肺を疑う所見は認められない。」旨述べ、委員会も、平成30年4月25日付け意見書において、「平成28年5月25日以降の画像により、石綿肺の所見は認めない。」旨を述べている。

B医療機関の平成28年5月26日から同年7月8日までの入院に係る退院要約によると、両肺上葉の末梢に気腫性変化を認め、背景肺に間質性肺炎があると記載されている。

また、C医師は平成28年10月5日から同年11月9日までの入院に係る退院要約に、背景肺は、気腫+U I Pパターンの間質性肺炎で、C P F E(気腫合併肺線維症)と診断(呼吸機能検査は未施行、石綿肺の可能性もあり)、と記載し、被災者の死亡による退院に係る退院要約には、最終診断名として、間質性肺炎及びC P F E(U I Pパターン)(石綿肺疑い)と記載している。

そうすると、C医師の石綿肺に関する所見については、上記退院要約において、石綿肺の疑い又は可能性があるとの記載にとどまっており、石綿肺ありとの上記所見は採用できない。

したがって、被災者には認定基準に定める石綿肺の所見は認められない。

イ 胸膜プラークについて

C医師は、「胸部C T画像上で胸膜プラークを認め、左右いずれか1側の胸部C T画像上、胸膜プラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がりが胸壁内側の1/4以上の所見がある。」と所見している。

一方、D医師、委員会及びF医師は、いずれも被災者に胸膜プラークは認められないとの見解であり、被災者の胸部X線及び胸部C T所見に照らして、胸膜プラークは認められない。

ウ びまん性胸膜肥厚の併発について

C医師は、両側胸膜の肥厚があり、併発があると所見している。

一方、D医師は、胸部X線及びC T画像上、びまん性胸膜肥厚は認められないと述べている。認定基準がいうびまん性胸膜肥厚は、胸部C T画像上、一定の肥厚の広がりがあること、著しい呼吸障害を伴うことなどを要件としているところ、本件一件記録を精査しても、胸部C T画像上の肥厚の広がりに関する記録は認められず、前記退院要約に呼吸機能検査未施行との記載が認められることから、びまん性胸膜肥厚を発症している者に併発したものとする明らかな根拠を欠くと判断する。

エ 石綿小体又は石綿繊維の計測等は未実施であり、それらの所見は確認されていない。

(4) したがって、本件疾病は業務に起因するものということとはできない。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月25日